

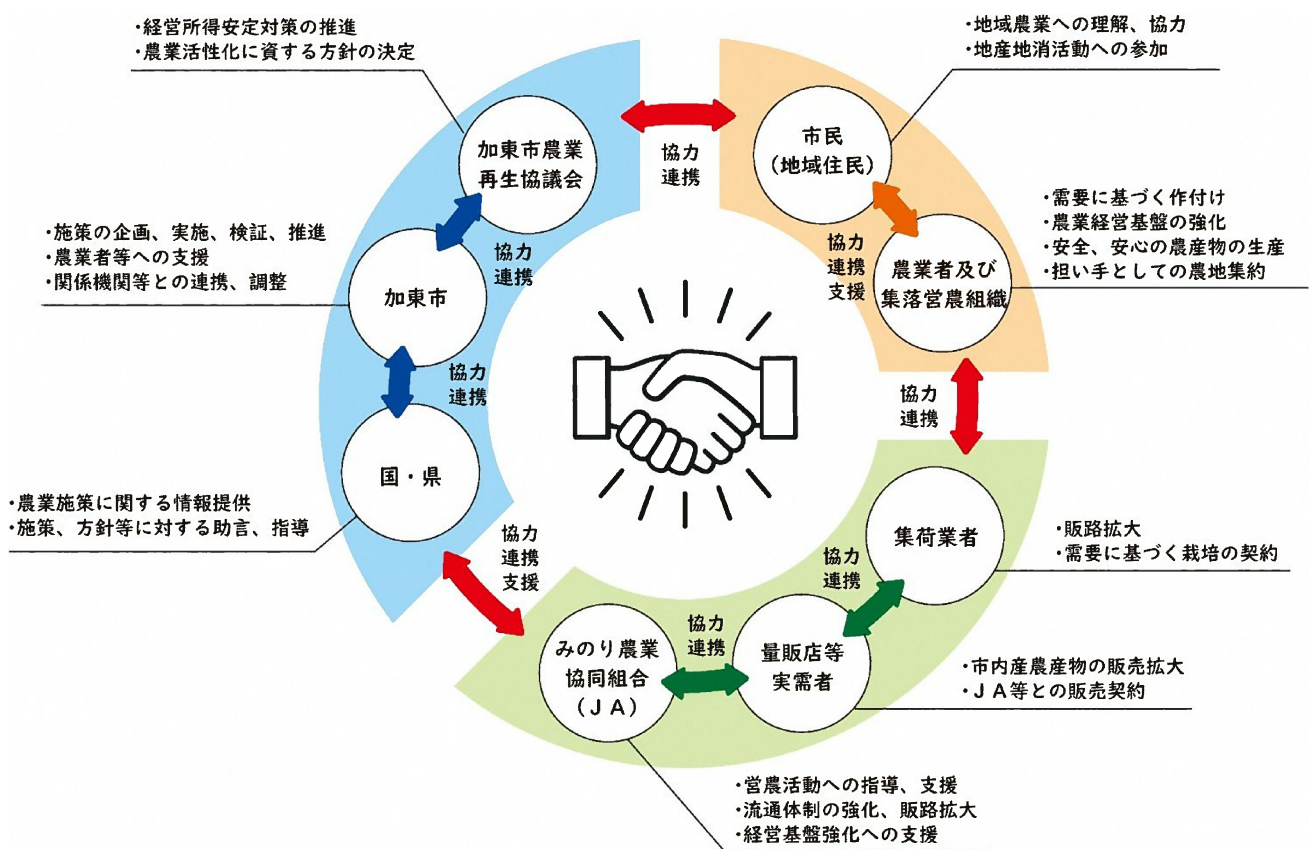
第5章

推進体制

I 関係機関等との連携

本計画で定めた本市がめざすべき将来の農業活性化ビジョンの実現には、農業者及び集落営農組織などの営農団体をはじめ、行政、みのり農業協同組合、集荷業者、実需者*、そして市民（地域住民）が一体となり、それぞれが担う役割を認識しながら、協力、連携していくことが重要です。

関係機関等、実施主体の主な役割を以下のとおり位置付け、この推進体制のもと、各施策実現に向けて取り組みます。



2 進行管理と評価

本計画では、P（Plan：計画）D（Do：実施）C（Check：検証）A（Action：改善・見直し）サイクルによって、進行管理を行います。

農業を取り巻く環境の変化によって生じる計画の成果と実際の進行状況とのずれを正確に把握し、必要に応じて見直しや改善を行うなど、成果と進行状況のずれを最小限におさえて、本市の実情に沿った計画を目指します。

